

## 仙台市図書館条例施行規則(抜粋)

### (図書館協議会)

第十四条 仙台市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長それぞれ一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第十五条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は三月ごとに一回開くものとし、臨時会は会長が必要と認めたときに招集する。
- 3 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

### (庶務)

第十六条 協議会の庶務は、市民図書館において処理する。